

## 盛岡市水道料金等WEB口座振替受付サービス導入業務委託仕様書

### 1 業務名

盛岡市水道料金等WEB口座振替受付サービス導入業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、盛岡市上下水道局（以下「発注者」という。）が徴収する水道料金及び下水道使用料等を納付するため実施している口座振替・自動払込（以下「口座振替等」という。）の受付をインターネット上で可能とするサービス（以下「WEB口座振替受付サービス」という。）を導入し、使用者の利便性を図ろうとするものである。

### 3 履行場所

盛岡市上下水道局等

### 4 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 5 対象科目

- (1) 水道料金（下水道使用料含む）
- (2) 下水道使用料（家事井戸）
- (3) 下水道使用料（検針井戸）
- (4) 農業集落排水使用料
- (5) 下水道受益者負担金
- (6) 下水道受益者分担金

### 6 委託業務の内容

業務内容は、次に掲げる仕様を満たす内容とする。

- (1) 受注者は、口座振替等の新規申込者がインターネット上で口座振替等を申し込むに当たり、利用規約の表示、科目・金融機関の選択、納付者情報の入力及び受付結果の表示を含む申込から登録までの一連の作業を完了させる機能を有するサイトを作成する。
- (2) 受注者は、上記機能により口座振替等の申込みがあった際、(株)NTTデータが提供するネット口座振替GWサービスへの接続を行ったうえで、対象金融機関に申込者の口座情報の照会・登録依頼を行う。
- (3) 受注者は、対象金融機関への口座情報登録が完了した後、発注者に対し口座振替等登録結果を通知する。なお、申込者に対しては、メール等により通知する。
- (4) 受注者は、委託業務履行中に生じた問題を解決するため、発注者と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 金融機関とシステム上の通信接続試験等を行い、令和5年12月末までに発注者へ正常に納入を行う。
- (6) 通信回線はLGWANを使用すること。

- (7) 受注者は、発注者に還元データの提供を行うこと。
- (8) その他、サービス開始に必要な業務を行う。

## 7 業務のスケジュール

受注者は、契約締結後直ちに本業務全体の実施計画書を策定し、発注者に提出すること。(任意様式)  
計画には業務スケジュール、管理体制及び個人情報保護体制を盛り込むこと。ただし、開始時期を変更する場合には、発注者及び受注者間で別途協議する。

## 8 実施体制

委託業務の実施に当たって、次の事項を遵守すること。

- (1) 業務従事者の中から発注者との情報共有及び業務の進捗管理を行う責任者を1名選任し、書面にて発注者へ通知すること。
- (2) 受注者は本業務を自ら行い、発注者の事前の承認がなければ、第三者にその業務を委託してはならない。

## 9 対象金融機関

- (1) 対象とする金融機関は次のとおりとする。

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、盛岡信用金庫、東北労働金庫、青森銀行、みちのく銀行、岩手県信用農業協同組合連合会、岩手中央農業協同組合、新岩手農業協同組合、秋田銀行、七十七銀行、ゆうちょ銀行

- (2) 金融機関数については、今後増減することがある。また、金融機関の合併や名称変更がある場合は、発注者と協議のうえ、随時対応すること。

## 10 サービスを構築するうえでの留意点

- (1) 申込者の対応可能機器は、パソコン、スマートフォン、タブレット端末とする。

- (2) サービス提供時間

24 時間（金融機関のシステムメンテナンス等の場合を除く）

- (3) 入力画面

申し込み数ごとに作成する。

- (4) 入力項目

入力項目は次の内容を想定する。なお、最終的な入力項目は発注者と協議のうえ決定する。

ア お客様番号

イ 水栓番号（納入通知書記載）

ウ 申込者（口座名義人）氏名（漢字・カナ）

エ 水道使用者等氏名（漢字・カナ）

オ 電話番号

カ 振替開始時期

キ 一括振替・期別振替の選択

- (5) 登録結果の受信方法

結果情報については、発注者に対してL GWANを使用して還元するものとし、データ形式はC S V形式とする。

#### 11 障害対応

- (1) サーバ等重要な機器を堅牢なデータセンターに設置し、冗長化（クラウド化）するなど、大規模災害などに対しても信頼性の高いシステムを導入し、障害発生時に早急な復旧が可能な状態にすること。
- (2) システム障害等によりサービスが利用できない事象が生じた場合、受注者は直ちに発注者に報告するとともに、復旧に向けた対応を行うこと。
- (3) 復旧対応中は対応経過を随時発注者に報告すること。
- (4) 復旧後、サービスの利用が可能となった際には、直ちに発注者に報告すること。また、障害等の原因及び影響を調査し、再発防止策を講じるとともに、その結果を速やかに発注者に報告すること。

#### 12 秘密の保持

- (1) 受注者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。
- (2) 業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、「盛岡市個人情報の保護に関する条例」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (3) 受注者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱事務に係る特記仕様書」を遵守しなければならない。

#### 13 契約金額の支払い

- (1) 受注者は、委託業務を完了したときは、直ちに報告書を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、(1)の報告書の検査後、受注者からの適法な請求書を受けた日から 30 日以内に支払う。

#### 14 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。